

3. 持続可能な生産に向けた取組



3-1. 食品の円滑な価格転嫁に向けた取組

- 原材料費、エネルギー費等が上昇する中、コスト上昇分の適切な価格転嫁に向け政府全体で各般の取組を実施。
- 農林水産省としても、適正取引推進ガイドラインの策定・普及や、消費者の理解醸成のための取組を実施。

価格転嫁に向けた政府全体での取組

「労務費転嫁の指針」の策定・徹底、「価格交渉促進月間」による価格交渉・価格転嫁しやすい環境づくり、事業者による「パートナーシップ構築宣言」の促進など、政府全体での取組を実施。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に関する発注者・受注者双方の立場からの12の行動指針（令和8年1月1日改正）。事業者の取組状況は、公正取引委員会の「特別調査」によりフォローアップ、事業者名の公表等を実施。

<発注者として採るべき / 求められる行動の例>

- ★ 本社（経営トップ）の関与
- ★ 発注者側からの定期的な協議
- ★ 説明や資料を求める場合は公表資料とする

など

価格交渉促進月間

毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉、価格転嫁について積極周知・広報。

各「月間」終了後には、中小企業庁においてフォローアップ調査を実施し、受注事業者の声を踏まえた発注事業者ごとの価格交渉、価格転嫁の状況を公表。

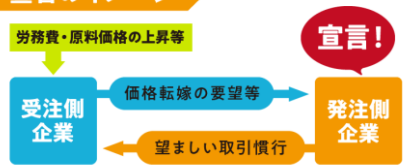
状況が芳しくない事業者に対しては、業所管省庁から指導・助言を実施。



パートナーシップ構築宣言

コスト上昇時に価格転嫁に応じるなど、望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく振興基準）の遵守等について、発注者が宣言。

宣言のイメージ



適正取引推進ガイドラインの普及の取組

独占禁止法、取適法で「問題となり得る事例」と「望ましい取引事例」をわかりやすく掲載した適正取引推進ガイドライン（※）を策定・普及。

また、令和7年度食品等取引実態調査の結果を踏まえ、関係団体・事業者に対し、農林水産大臣名で、食料システム法に基づく食品等の取引の適正化、物流効率化に向けた取組の推進とともに、ガイドラインの活用について協力要請（令和8年3月）。

※「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」

「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」等

消費者の理解醸成のための取組

食品の生産・加工・製造・流通におけるコスト上昇の背景等をわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を展開。

生産現場のインタビュー動画、食品産業を舞台にした動画の発信、消費者参加型イベント、学校での出前授業、地方公共団体と連携した広報活動の実施等により、消費者の理解醸成や行動変容を図る。



フェアプライス プロジェクト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/>

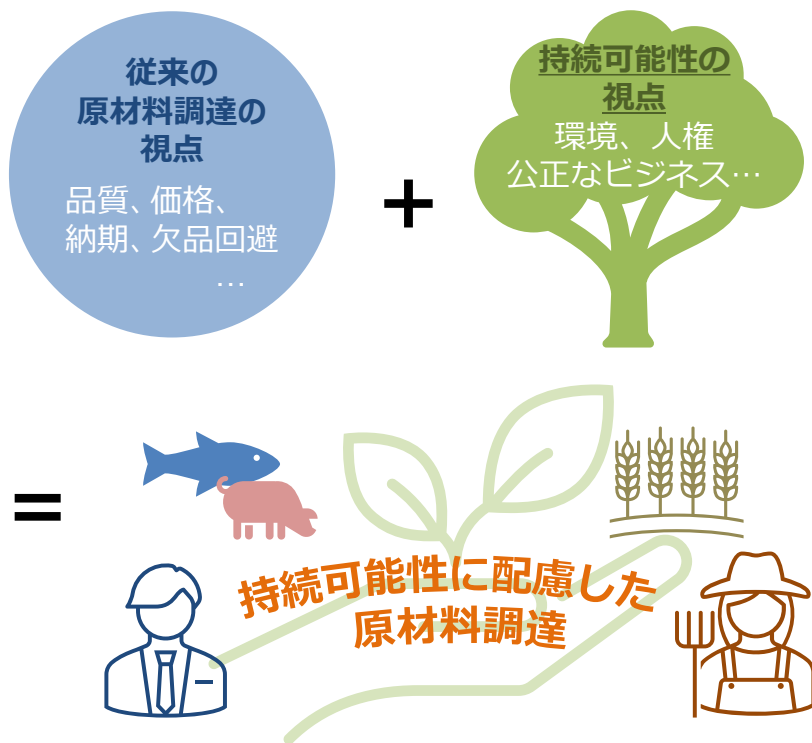


3-2. 持続可能な原材料調達について

○世界的にSDG s の取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、我が国食品企業においても持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すことが重要。

持続可能性に配慮した原材料調達とは？

企業が自社製品の生産に際して、**環境や社会に好ましい影響**を与えたり、**環境や社会への負の影響を最小化**したりすることに配慮して原材料を調達すること。



取組の進め方

- 1 コミットメント（約束）の表明 例：調達方針の策定
- 2 自社ビジネスがもたらす影響の特定・評価
- 3 原材料の管理・選定、サプライヤーとの協力
例：認証品の調達
- 4 実施状況のモニタリング
例：サプライヤーへ自己評価アンケートや監査を実施
- 5 実施状況の評価・改善
- 6 取組の説明・開示
例：IR情報や自社HPでの公表、取引先企業に対する情報開示

注）「食品企業のための持続可能性に配慮した原材料調達に関する入門書」より抜粋

（参考）みどりの食料システム戦略KPI

みどりKPI⑪：食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現

2021年 実績値	2023年 実績値	2024年 実績値	2030年 目標
36.5%	41.6%	49.3%	100%

→新たに取組を開始する企業も現れるなど増加傾向。

3-3. ビジネスと人権に関する最近の動きについて

<国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

●「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「**救済へのアクセス**」の3つの柱から構成されている。

●指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



<最近の国内の動き>

1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- R7年12月に行動計画を改定。引き続き定期的なフォローアップを実施予定。

「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）優先分野

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン | 5. 企業の情報開示 |
| 2. 「誰一人取り残さない」ための施策推進 | 6. 公共調達・補助金事業等を含む公契約 |
| 3. テーマ別人権課題 | 7. 救済へのアクセス |
| 4. 指導原則の履行推進に向けた能力構築 | 8. 実施・モニタリング体制の整備 |

3. 農水省の取組

- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催。
- 「食品業界における人権尊重の取組事例集」（R7.3）及び「実践のヒントがわかる！食品企業による人権尊重の進め方と取組事例集」（R8.3）を策定。

3-4. 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。
- 手引きやこれを活用した事例集等を作成・発信し、食品企業による人権配慮の取組を推進。

手引き作成の背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**した。

食品企業の取組推進に向けた対応

- これまで、セミナーの実施、取組事例集の作成、食品業界団体等に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師派遣を実施。セミナー動画・事例集はHPに掲載。
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/index.html>)
- 令和7年度に「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」に「ビジネスと人権WG」を設置し、セミナーの開催や取組普及に向けた検討を実施。

参考：手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済

参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

※手引き掲載ページ：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinkentebiki.html>